

令和7年6月20日

門真市議会議長

松本 京子 様

総務建設常任委員会

委員長 岡本 宗城

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、門真市議会会議規則第110条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第36号 歴史資料館移転に伴う市民交流会館大規模改修工事請負契約の締結について
- 2 議案第37号 (仮称) 浜町みらい公園整備工事請負契約の締結について
- 3 議案第38号 旧門真市立北小学校解体工事請負契約の一部変更について
- 4 議案第39号 門真市立大和田幼稚園給食調理場増築工事請負契約の一部変更について
- 5 議案第40号 動産の取得について
- 6 議案第41号 動産の取得について
- 7 議案第42号 動産の取得について
- 8 議案第43号 動産の取得について
- 9 議案第46号 門真市税条例の一部改正について
- 10 議案第51号 令和7年度門真市一般会計補正予算(第3号)中、所管事項
- 11 議案第52号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 12 議案第53号 令和7年度門真市一般会計補正予算(第4号)

審査日：令和7年6月10日（火）

○議案第37号 （仮称）浜町みらい公園整備工事請負契約の締結について

（議案の内容）

- 1 工 事 名 （仮称）浜町みらい公園整備工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 1億7701万2000円
- 4 契約の相手方 吹田市古江台四丁目2番D3-305号
株式会社理研グリーン大阪支店
支店長 新原 猛
- 5 完成期限 令和8年3月31日

（主な質疑と答弁）

問	仮称浜町みらい公園整備工事の概要は。
答	旧浜町幼稚園跡地に約2800㎡の公園を整備するとともに、当該敷地に隣接する水路を改修し通路等に整備するものである。具体的には、世代ごとに楽しめるようゾーンを分け、健康遊具、複合遊具を設置するゾーンや周辺の公園にはないボール遊びができるゾーンなどを整備する予定である。
問	地域や自治会等との協議状況は。
答	工事請負契約締結後、工事施工者と十分に協議を行い、自治会や学校関係者と安全対策等について調整し、近隣住民等へ必要な周知を予定する。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第41号 動産の取得について

（議案の内容）

- 1 取得する動産 自走式トイレカー 1台
- 2 取得 価 額 3078万9000円
- 3 取得の相手方 兵庫県三田市テクノパーク32番地
株式会社モリタ関西支店
支店長 谷口 裕和

（主な質疑と答弁）

問	自走式トイレカーにおけるトイレ設備部分の仕様は。
答	トイレ室は男性用、女性用、多機能用に区分した上で、各室にドアや間仕切り、換気扇を設け、便器は合計7基設置する。 便器の内訳は、男性用が小便器1基、大便器2基、女性用が大便器2基、多機能用が大便器1基、オストメイト便器1基とし、大便器は温水洗浄便座としている。 また、多機能用のトイレ室内には、エアコンやベビーキープ、おむつ交換台、車椅子用補

助アームを設け、さらに、車椅子利用者をはじめとした要配慮者が安全に利用できるよう昇降用リフトを設置する。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第46号 門真市税条例の一部改正について

(議案の内容)

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、個人市民税において19歳から22歳までの子等に係る所得控除として特定親族特別控除を創設し、及び市たばこ税において加熱式たばこの課税標準の特例を設けるとともに、所要の改正を行う。

(主な質疑と答弁)

問	特定親族特別控除の概要は。
答	19歳から22歳までの大学生年代の子等が、親の扶養控除の対象から外れないよう就業調整を行うことへの対策として、8年度の住民税から新たに設けられる所得控除の一つである。
問	具体的内容は。
答	7年度の住民税までは、大学生年代の子等の合計所得金額が48万円までしか特定扶養控除の対象とならないが、8年度以降は合計所得金額58万円まで特定扶養控除の対象が拡大され、また、当該子等の合計所得金額が58万円を超えて123万円以下であった場合は、税制上の扶養の対象外ではあるが、特定親族特別控除の対象となる。
問	特定親族特別控除の利点と課題は。
答	大学生年代の就労抑制の解消に一定の効果があり、新たに控除の対象となる親等の増加が見込まれるが、市税への影響を懸念する。
問	加熱式たばこに係る市たばこ税の課税方式の見直し内容は。
答	加熱式たばこが紙巻たばこよりも税負担水準が低く課税の公平性を欠いている状況を踏まえ、国のたばこ税の見直しに伴い、市たばこ税においても、課税の適正化の観点から見直しを実施する。
問	具体的内容は。
答	現行のたばこ税は、紙巻たばこの本数を課税標準としており、加熱式たばこは重量と価格に応じて紙巻たばこの本数に換算して課税標準を算定するという方式になっている。これを重量のみで換算する方式に見直し、また、一定の重量以下のものは1本をもって紙巻たばこ1本に換算する仕組みとするものである。
問	課税方式の見直しに伴う市たばこ税の増収見込額は。
答	一般社団法人日本たばこ協会が公表している加熱式たばこと紙巻たばこの販売数量、代金の実績数を基に、6年度の本市たばこ税の決算見込額から算出したところ、6年度ベースで約1億3000万円の増収の見込みとなる。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第51号 令和7年度門真市一般会計補正予算（第3号）中、所管事項

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億6586万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ866億3745万円とする。

また、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳入：新しい地方経済・生活環境創生交付金 50万円

歳出：若者・女性が活躍できる地域の働き方等推進事業 100万円】

問 若者・女性が活躍できる地域の働き方等推進事業の実施背景は。

答 7年2月に国通知で、地方から都市部への若年層の人口流出に問題意識を持ち、若者・女性の転出行動に影響を与える要素である職場の重要性を理解し、国と連携しつつ、地域の職場に呼びかけて課題への気づき・対応を促し、若者・女性にとっての職場の魅力を高めていく取組を進めていこうとする自治体の募集があった。

本市においては、若年女性の転出超過や出生数減少が続き、6年4月には消滅可能性自治体に該当すると発表された。加えて、生産年齢人口の減少により、中小製造業においては人材確保に苦慮している状況にあり、若者・女性の定着を促進するため、国の募集に応募した。

問 全国の参加状況は。

答 24県、41市町村が参加しており、府内では、本市のみが参加する。

問 同事業の概要は。

答 7年度において、庁内プロジェクトチームを設置する。

また、市も事業所の一つとして参画の上、市内中小企業等と連携し、国においてリストアップされた民間企業の代表者や大学教授等の有識者による研修やワークショップなどに参加し、今後の具体的な施策の検討や実証を行うものである。

問 庁内プロジェクトチームの構成は。

答 企画課、人事課、産業振興課、人権市民相談課を想定する。

問 同事業の対象市民は。

答 20代から30代までの市民を想定する。

問 参画企業の想定は。

答 門真市ものづくりネットワーク会員企業をはじめ、若者や女性等の人材確保・育成に意欲的なものづくり企業を想定する。

問 事業の実施により期待する効果は。

答 ワークショップなどでニーズを把握した上で、経営者向け研修等により企業の意識改革を促進する。加えて、若者や女性が地域で活躍できる場を増やすため、企業や高等学校等と連携し、インターンシップやオープンファクトリーなど、企業とのマッチング機会を創出し、職住近接のまちの実現を図っていく。

また、将来的には若者・女性の転出抑制、定住促進を期待している。

【歳出：参議院議員通常選挙執行経費

職員手当等

63万円】

問 7月執行予定の参議院議員通常選挙は真夏の厳しい暑さの中での選挙が予想される。今回、学校体育館投票所での熱中症対策に係る歳出予算を追加しているが、その内容は。

答 13か所ある学校体育館投票所のうち、今回は、門真小学校、門真みらい小学校、二島小学校、第四中学校の投票所をランチルームなど校舎内の空調設備のある場所へ移転させる。

残りの9か所については、これまでどおり学校体育館に投票所を設置するが、投票管理者や投票立会人をはじめ、事務従事者の体調管理等や、投票人の急な体調不良時にも対応できるよう、空調設備のある場所を校舎内等に確保する。

そのため、事務従事者等が一時的に離席しても選挙執行に影響が出ないように市職員2人を増員する。

問 残り9か所の今後の移転予定は。

答 次回以降の2回の選挙において、選挙執行の季節・時期に関係なく、1回当たり4か所または5か所を空調設備のある場所へ移転させていく。

(その他の質疑項目)・国勢調査実施に係る予算の増額内容について など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、議案第38号「旧門真市立北小学校解体工事請負契約の一部変更について」は、工事車両の動線と安全対策の内容などについて、議案第39号「門真市立大和田幼稚園給食調理場増築工事請負契約の一部変更について」は、契約変更の経緯について、議案第42号「動産の取得について」は、小型動力ポンプ付積載車の取得理由等について、議案第43号「動産の取得について」は、消防ポンプ自動車の配属先等について、それぞれ質疑、答弁があり、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

また、議案第36号、第40号、第52号及び第53号は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

令和7年6月20日

門真市議会議長

松本 京子 様

民生水道常任委員会

委員長 滝井 稔元

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、門真市議会会議規則第110条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第45号 門真市立文化創造図書館条例の制定について
- 2 議案第47号 門真市手数料条例の一部改正について
- 3 議案第48号 門真市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一部改正について
- 4 議案第49号 門真市立図書館条例の一部改正について
- 5 議案第50号 門真市立市民公益活動支援センター条例の廃止について
- 6 議案第51号 令和7年度門真市一般会計補正予算（第3号）中、所管事項

審査日：令和7年6月11日（水）

○議案第45号 門真市立文化創造図書館条例の制定について

（議案の内容）

図書館を中心とした市民の文化・学習活動及び地域活性化を推進するための拠点施設とする門真市立文化創造図書館の設置及び管理等に関し必要な事項を定める。

（主な質疑と答弁）

問	文化創造図書館の一部をカフェまたは物品の販売を行う場として目的外使用させる場合の使用料算出の考え方は。
答	門真市行政財産使用料条例第3条に定める算式にて、土地、建物の評価額を基に算出する。
問	使用料の月額70万円の算出根拠は。
答	近隣店舗の賃料等を参考に上限額を設定している。
問	使用料上限額の算出に当たり参考にした具体例は。
答	そよら古川橋駅前に設置しているくらしの相談窓口の賃料等を参考に設定している。
問	カフェについて、指定管理者が運営するのか。
答	2年度に指定管理者を公募した際に、軽飲食を行いながら書籍を読むことができるなど、図書館との調和性や利用者にとって居心地のよい空間となるカフェの運営を要件としていたことから、指定管理者が運営する予定である。
問	自転車駐車場利用料金が有料である理由は。
答	駅前であることから、施設利用者以外に通勤・通学者の自転車駐車場の使用が想定されるため、有料にすることで施設利用者の駐輪スペースを十分に確保する。
問	施設利用者に対する減免処置の考えは。
答	今後、運営内容を検討する中で減免等を検討していく。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第47号 門真市手数料条例の一部改正について

（議案の内容）

小動物の火葬に係る手数料を定める。

（主な質疑と答弁）

問	門真市手数料条例を改正し、小動物の火葬に係る手数料を追加で定めることとなった経緯は。
答	本市では現在、犬猫等の動物死体は専用の焼却炉を有していないことから、市クリーンセンターのごみ焼却炉において焼却している。 しかしながら、従前より犬猫等の死体が一般廃棄物として扱われることに、ためらう依頼者の声もあることから、依頼者への感情等に配慮するため、動物死体専門の火葬事業者へ委託する方法を現行の方法に加え、依頼者が選択できるようにするものである。 このため、従前の廃棄物手数料とは別に、新たに小動物の火葬に係る手数料を定めるもの

	である。
問	小動物の火葬に当たり、申込みから処理完了までの流れは。
答	小動物の死体を市役所もしくは市クリーンセンターに持ち込み、焼却処理と火葬のいずれかを選択し、火葬を希望する市民は、受付にて申請書への記入と火葬に係る手数料の支払いを行う。 その後、火葬事業者が死体を回収に来るまでの間、冷凍庫内で保管し、事業者への引渡し後は、ほかの動物と合同で火葬する。
問	火葬後の拾骨や遺骨の返却は可能か。
答	ほかの動物との合同火葬のため、拾骨や遺骨の返却は対応できないとのことである。
問	火葬証明書の発行や火葬を行った旨の電話連絡は行うのか。
答	現時点において実施予定はないが、依頼者から要望等があった場合には、他市の実施状況等を踏まえ検討していく。
問	火葬手数料5600円の費用の内訳は。
答	事業者への委託料に加え、門真市使用料及び手数料の見直しに関する指針に基づき、職員の人件費や光熱費を含む物件費を計上している。
問	北河内で動物死体専門の火葬事業者へ委託している自治体数は。
答	北河内では守口市のみである。
問	守口市の火葬手数料は。
答	市が引取りの場合1体につき3500円、市に持込みの場合1体につき3000円である。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第49号 門真市立図書館条例の一部改正について

(議案の内容)

門真市立門真図書館を廃止し、門真市立古川橋図書館を設置する。

(主な質疑と答弁)

問	門真市立図書館条例の一部改正について、施行日が8年3月1日となっている理由は。
答	現在、門真図書館は指定管理者により運営しており、その指定期間が8年2月末で終了すること、また、新たに文化創造図書館に設置する古川橋図書館への移転作業が必要となることから、8年3月1日で門真図書館を廃止するものである。 なお、古川橋図書館の設置等については、規則で定める日から施行する。
問	新橋町の門真図書館と北島図書館における、5年度と6年度の貸出点数は。
答	旧門真市立図書館、旧門真市民プラザ分館の時期も含め、門真図書館が5年度17万5338点、6年度16万9558点、北島図書館が5年度5万9222点、6年度5万8485点である。
問	門真図書館廃止により、当分の間、北側の図書館がなくなるが、古川橋図書館が開館するまでの対応について、市の見解は。
答	北島図書館の利用を周知するとともに、かどま電子図書館の利用についても案内するなど対応していく。また、参考資料室については、門真図書館廃止後も同施設内で業務を行うことから、予約資料の貸出しや返却等、実施可能なサービスを検討していく。

問 参考資料室が新橋町に残る理由は。

答 門真市公共施設再編計画に基づく門真市民プラザの再編に伴い、門真図書館の2階部分と北島図書館は、旧砂子小学校大規模改修工事後に移転・集約する予定であるため、それまでの期間は現在の運営を行っていく。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第50号 門真市立市民公益活動支援センター条例の廃止について

(議案の内容)

門真市立市民公益活動支援センターを廃止する。

(主な質疑と答弁)

問 門真市立市民公益活動支援センターの閉館理由は。

答 市内NPO登録団体数や相談件数が年々減少しており、地域政策課でも同様の業務を行っていることから、一本化することで委託費の削減を図るものである。

問 同センター閉館後、作業室やセミナー室等はどうなるのか。

答 門真市立市民プラザの閉館までの間、現在と同様に利用可能である。

問 同センターで行っていた相談・助言等の業務はどうなるのか。

答 地域政策課で行っていく。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第51号 令和7年度門真市一般会計補正予算(第3号)中、所管事項

(議案の内容)

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億6586万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ866億3745万円とする。

また、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳出：旧砂子小学校大規模改修工事基本設計・実施設計業務委託料 273万3000円】

問 旧砂子小学校大規模改修工事の実施設計業務において、エレベーター設置に伴い耐震診断、耐震補強設計業務が必要となった理由は。

答 既存校舎棟にエレベーターを接続するに当たり、校舎棟の耐震壁の一部を撤去、開口して接続部を設けることで、耐震化された校舎棟の耐震性能が変わることから、再度、耐震性を確保するためである。

問 エレベーターは、校舎棟のどの位置での接続を検討しているのか。

答 校舎棟の北西部壁面への接続を検討している。

問 今回の耐震診断業務の追加に伴い、実施設計業務期間を延長することだが、新施設の供用開始時期は。

答 9年度中の供用開始に向けて作業を進めていたが、実施設計業務期間が約5か月延長となり、工事発注及び契約時期が当初の7年度末から8年度に後ろ倒しになるため、10年度早期

	を予定している。
問	新施設の供用開始の延期に伴う、現行の市民プラザなどの市民利用への影響は。
答	現行の市民プラザなどの各施設は、新施設の完成後に順次、機能移転を予定しており、新施設供用開始の延期に伴い移転時期が変更となるが、新たな影響は生じないと考えている。

【歳出：障がい者自立支援給付審査支払等システム改修業務委託料 1020万8000円】

問	7年10月から法改正に伴い障がい福祉サービスとして新たに開始の就労選択支援の概要は。
答	障がい者の多様な就労ニーズに対する支援や障がい者雇用の質の向上の推進の一環として新たに就労選択支援が創設され、障がい者本人が就労先や働き方について、よりよい選択ができるよう、就労に関する適性、知識及び能力の評価、就労に関する意向等の整理を行う就労アセスメントを行い、本人の希望や就労能力、適性等に合った就労の選択を支援するサービスである。
問	サービスの対象者は。
答	原則、新たに就労継続支援B型の利用希望者のうち、50歳に達している者や障害基礎年金1級受給者を除く就労経験がない者となっており、9年4月からは、新たに就労継続支援A型の利用希望者と、就労移行支援の標準利用期間の2年を超えて更新を希望する障がい者も対象に追加される予定となっている。
問	就労選択支援について、市内で府への指定申請を予定している事業所の有無は。
答	7年6月1日時点で、1か所である。

【歳出：新型コロナワクチン接種業務委託料 3725万6000円】

問	7年度の新型コロナワクチン接種の自己負担額が6年度に比べ高額となった理由は。
答	6年度は、ワクチン代1万1600円程度に対する国の助成が8300円あったことから、ワクチン代から助成額を控除した接種費用のおおむね50%である3000円を自己負担額とした。 また、7年度から国助成がなくなったため、ワクチン代を含めた接種費用1万5276円のおおむね50%の7600円と設定している。
問	7年度の予防接種相互乗り入れ市の自己負担額は。
答	本市を除く4市のうち、2市が4000円未満、2市が7500円以上と聞く。
問	6年度の相互乗り入れ市の自己負担額と接種率は。
答	本市と守口市は3000円、寝屋川市、大東市、四條畷市は1600円に設定し実施した。 接種率は、本市が約15%、相互乗り入れ4市の接種率は15%から18%程度となっている。

(その他の質疑項目)・仮称生涯学習複合施設建設事業に係る補正予算の概要について

・生活保護の生活扶助基準増額の理由等について など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、議案第48号は、理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

令和7年6月20日

門真市議会議長

松本 京子 様

文教こども常任委員会

委員長 深井 弘晃

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、門真市議会会議規則第110条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第44号 動産の取得について
- 2 議案第51号 令和7年度門真市一般会計補正予算（第3号）中、所管事項

令和7年第2回定例会 文教こども常任委員会付託議案審査概要記録

審査日：令和7年6月12日（木）

議案第44号及び第51号中、所管事項は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。